

## 要 望 書

平素は、本市行政に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本市においてもあらゆる経済活動が停滞し、様々な事業者に影響が及んでいます。

特に、飲食業をはじめとする事業者の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、入居する賃貸用ビル等の賃料の支払いが困難となる事案が発生しています。

つきましては、賃貸用ビルの所有者など、飲食業等のテナントに不動産を賃貸している事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響により賃料の支払いが困難なテナントに対して、賃料支払いの猶予や減額に応じるなどの柔軟な対応をご検討いただきたく、貴団体加盟事業者の皆様に対する周知をよろしくお願い申し上げます。

賃料支払いの猶予や減額を行う際には、税・社会保険料の納付猶予や固定資産税の減免などの特例措置が設けられるほか、賃料を減免した場合の損金算入も可能となっております。また、不動産賃料の減額等により、事業収入が前年同月比で50%以上減少した事業者には、最大で法人に200万円、個人事業者に100万円の持続化給付金も支給される予定です。どうかこのような事情にご配慮いただき、善処いただきますようお願い申し上げます。

令和2年5月1日

和歌山市長

尾 花 正 啓

